破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１０８号
山形県東置賜郡川西町大字上奥田2073番地の１
債務者　高橋世里子
１　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１２９号
山形県米沢市大字浅川1168番地
債務者　鈴木　雄太
１　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第６９号
千葉県富津市大堀２丁目20番地５　アバンティシマ202号
債務者　加藤　幸博
１　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１０２号
千葉県袖ケ浦市野里1447番地257
債務者　鈴木　幸恵
１　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第４９９号
愛知県豊田市青木町１丁目67番地13　シェルメゾン107号
債務者　山本　雄蔵
１　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５３１号
愛知県刈谷市井ケ谷町寺山２番地　タウン樹C103号
債務者　斎藤　　洋
１　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
岩手県陸前高田市広田町字長船崎21番地
債務者　鈴木　明信
１　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１３８号
岩手県陸前高田市気仙町字町137番地１
債務者　山田るみ子
１　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第４２号
三重県尾鷲市古江町637番地21
債務者　大川　佳節
１　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第３４号
北海道標津郡中標津町西５条南２丁目１番地
債務者　久保　　寿
１　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月16日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１８０１号
横浜市青葉区鴨志田町504―５サンクレスト205、住民票上の住所横浜市青葉区鴨志田町187番地３
債務者　目崎　正尚
１　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８０２号
横浜市青葉区鴨志田町504―５サンクレスト205、住民票上の住所横浜市青葉区鴨志田町187番地３
債務者　目崎なみ子
１　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８０５号
横浜市港北区新吉田東１丁目48番17号　榎本荘202
債務者　山本　友和
１　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８２６号
横浜市金沢区西柴１丁目19番20号　メゾンエノキド202号
債務者　岩永　哲治
１　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８６６号
横浜市南区大岡１丁目34番20号
債務者　小林　教子
１　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８７３号
神奈川県藤沢市南藤沢７番２―701号
債務者　伊藤真里子
１　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部